

北海道税条例等の一部を改正する条例の概要

総務部財政局税務課

項 目	内 容	備 考									
1 改正の趣旨 ・必要性等	<p>地方税法の改正に伴い、個人の道民税、自動車取得税等について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行う。</p> <p>【必要性・背景】 平成29年度の地方税制改正のうち地方税法と同様の措置を講ずる必要があるもの等について、北海道税条例を改正し、対応しようとするものである。</p>										
2 改正の内容	<p>第1条（北海道税条例の一部改正）</p> <p>(1) 個人道民税 県費負担教職員の給与負担事務を道府県から指定都市へ移譲することに対する財政措置として、指定都市に住所を有する者の個人道民税の所得割の税率2%を税源移譲することによる税率改正及び所要の改正を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">現 行</th> <th style="width: 35%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道民税（指定都市）</td> <td style="text-align: center;">4 %</td> <td style="text-align: center;">2 %</td> </tr> <tr> <td>市民税（指定都市）</td> <td style="text-align: center;">6 %</td> <td style="text-align: center;">8 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 不動産取得税 居住用超高層建築物（タワーマンション）に係る不動産取得税について、各区分所有者ごとの価格を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう改正する。</p> <p>(3) 自動車取得税 平成30年4月1日以後に取得される自動車について、排出ガス性能及び環境性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して課する自動車取得税の軽減措置の対象を、平成32年度燃費基準の下で見直す。</p> <p>(4) その他 条項ずれの修正等の規定の整備を行う。</p> <p>第2条（北海道税条例等の一部を改正する条例の一部改正） 地方税法の改正に伴い、所要の改正を行う。</p>	区 分	現 行	改正後	道民税（指定都市）	4 %	2 %	市民税（指定都市）	6 %	8 %	<p>第26条、第26条の2、第26条の3、附則第5条、附則第5条の4の2、附則第5条の5、附則第6条、附則第9条の4の3、附則第9条の5、附則第10条、附則第10条の2、附則第10条の3、附則第11条、附則第12条、附則第12条の2、附則第12条の3、附則第12条の5 (H30.1.1)</p> <p>第44条の2 (H30.4.1)</p> <p>附則第8条の2の2 附則第8条の2の4 (H30.4.1)</p> <p>第2条 (公布の日)</p>
区 分	現 行	改正後									
道民税（指定都市）	4 %	2 %									
市民税（指定都市）	6 %	8 %									
3 施行期日	それぞれの備考欄の括弧内に掲げる日から施行する。										